

平成28年(2016年)9月15日

総務部 行政改革課

(課長) 井出英治 (担当) 根橋幸夫、原 昌英

電話：026-235-7029 (直通)

026-232-0111 (代表) 内線2555

F A X：026-235-7030

E-mail：gyokaku@pref.nagano.lg.jp

# 平成29年4月 現地機関の見直しに係る県実施案

## 目 次

1	現地機関の見直しの方向性	・・・	1
2	地域課題の解決に向けた連携イメージ	・・・	2
3	組織改正等 地域振興局の設置 (組織体制)	・・・	3
4	「横断的な課題」の解決に向けた地域振興局の業務	・・・	4
5	地域課題の解決に向けた予算の仕組みのイメージ	・・・	5
6	組織改正等 県税事務所の設置	・・・	6
7	組織改正等 建築課の建設事務所への移管	・・・	7
8	組織改正等 試験研究機関の機能・連携強化	・・・	8

## 【付属資料】

○	現地機関の見直しに当たっての基本的な考え方	・・・	9
○	現地機関の課題 (市町村アンケート・職員討議)	・・・	10
○	組織改正等 地域振興局の機能強化	・・・	11
○	「横断的な課題」への対応	・・・	12
○	「横断的な課題」の解決に向けた連携 「棚田」を活用した地域振興の取組例	・・・	13
○	組織改正等 県税事務所の体制	・・・	14
○	組織改正等 本庁組織の見直し	・・・	15
○	組織改正等 業務の集約、その他	・・・	16

# 1 現地機関の見直しの方向性

## ○ 見直しの必要性

- ・ 人口減少や少子高齢化時代の到来により、**地域社会は大きな転換点を迎えている**
- ・ 地域社会の維持、活性化のためには、**各地域が有する強みや特性を最大限に活かした地域づくり**がこれまで以上に重要
- ・ そのためには、**県民に身近な現地機関が一丸となり**、現場で生じている課題や県民ニーズを発見・把握し、**スピード感をもって主体的・積極的に地域課題の解決に当たる組織体制への見直しが必要**

## ○ 地域課題の解決に当たる組織体制

- ・ **現場の最前線で責任を持って地域課題に向き合う現地機関として、知事・副知事に直結する地域振興局を新たに設置し、合わせて本庁サポート体制を充実**
- ・ 複数の現地機関に関係する「横断的な課題」の解決のため、現地機関が一体となって行政機能を発揮するよう、**地域振興局長の権限を強化**
- ・ 地域課題の解決に当たり、本庁部局との縦のつながりに加え、現地機関の相互連携による取組を強化するため、**地域振興局内に企画振興課を新たに設置**

## ○ 現地機関の不断の見直し

今回の見直しは、**地域の課題を地域で解決するための第一歩**

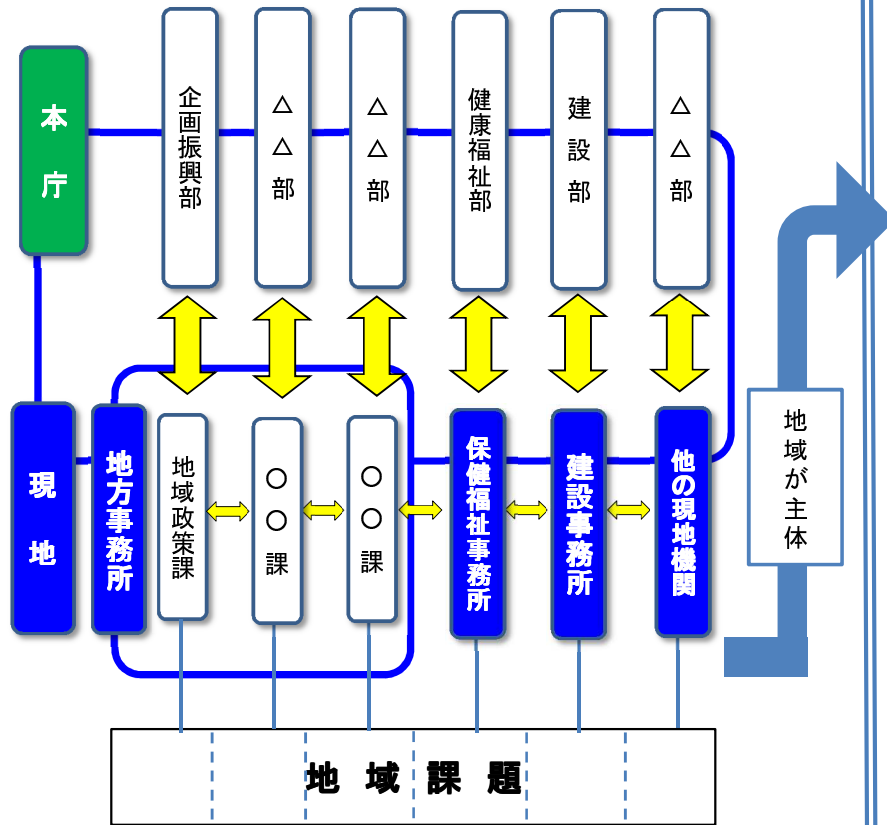
県と市町村の関係や試験研究機関のあり方など、今後、**不断の見直し**を実施

**現地機関を見直すに当たり、組織という箱を変えるだけでなく、これまでの発想の切り替えや組織・職員の動き方を変えていきます。**

## 2 地域課題の解決に向けた連携イメージ

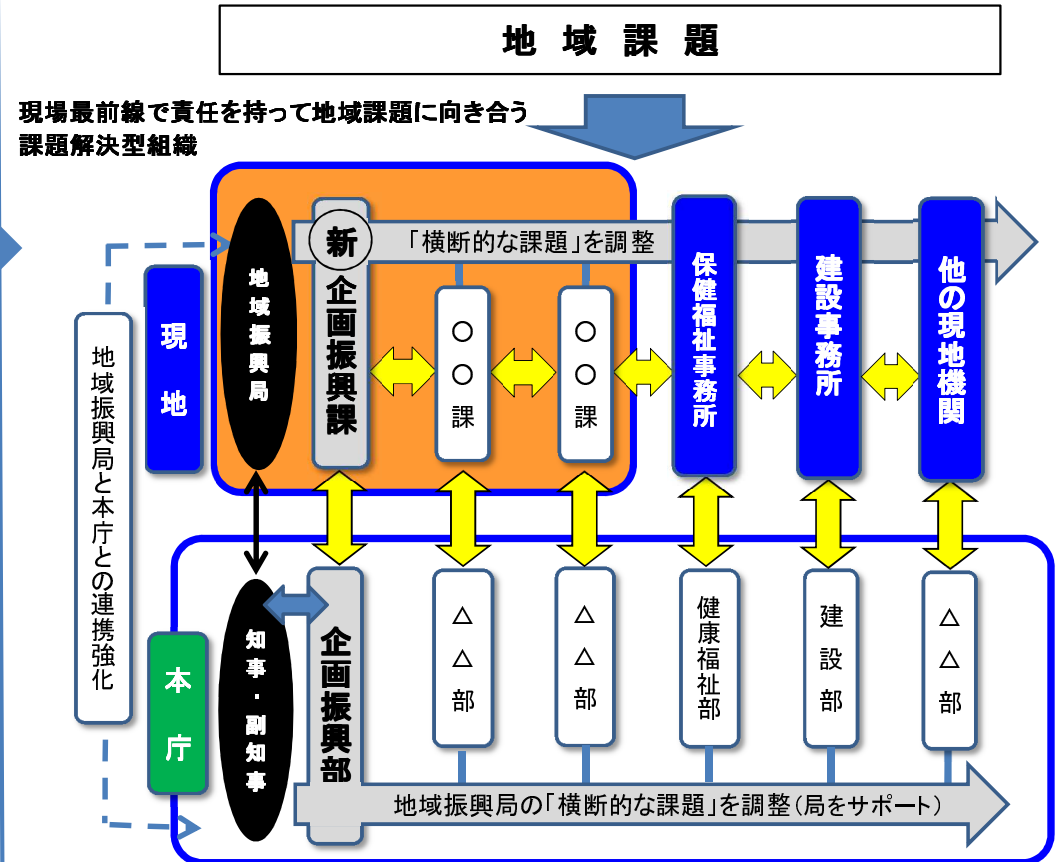
### これまで

- ◇ 現地機関は、所管する本庁部局との縦のつながりが強く、地域課題の中でも、特に複数の現地機関に関係する「横断的な課題」への対応については連携が弱い面がありました。



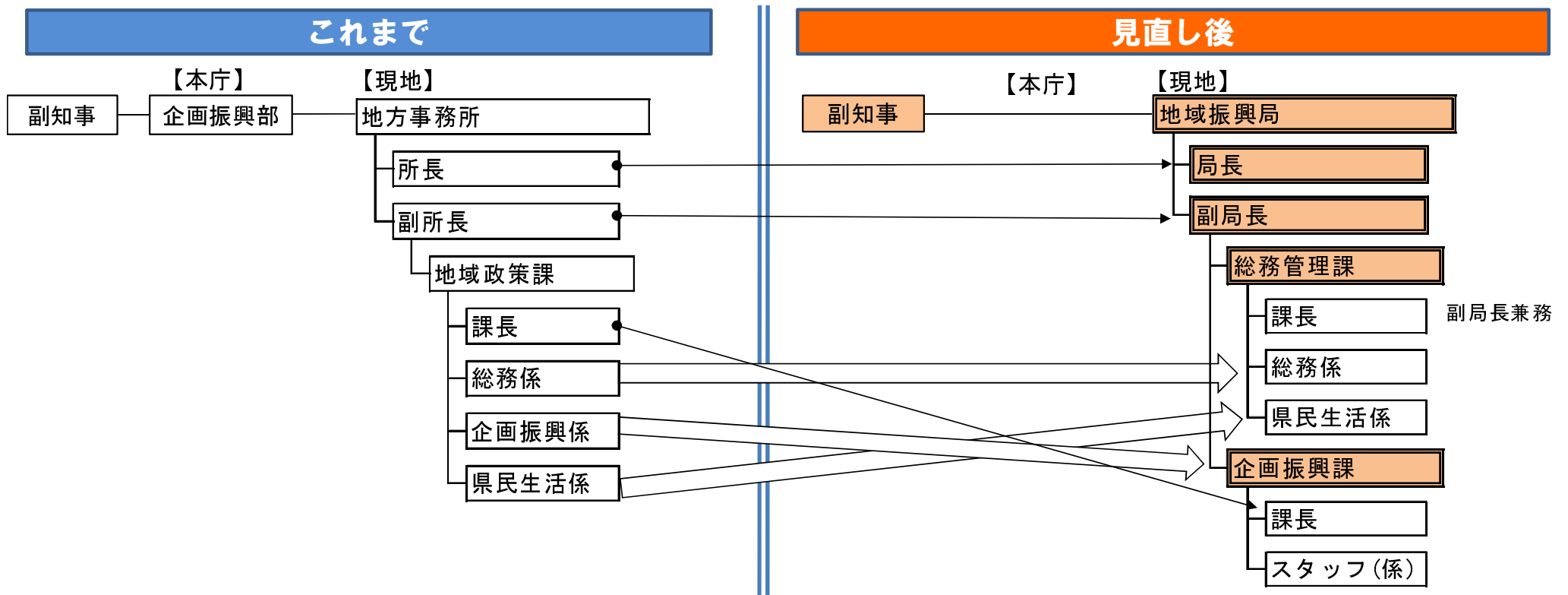
### 見直し後

- ◆ 地域の主体性が最大限発揮できるよう、地域振興局が現地機関の中心となって現地機関の相互連携を強化します。
- ◆ 地域振興局に企画振興課を新設し、複数の現地機関に関係する「横断的な課題」に対応し、速やかな解決を目指します。
- ◆ 地域振興局をサポートする本庁の体制を強化するとともに、地域課題の解決に向け、部局連携により組織一体で支援します。



### 3 組織改正等 地域振興局の設置（組織体制）

- 地域振興に関して、現場で生じている課題や県民ニーズを的確に把握し、スピード感をもって課題を解決するため、地方事務所に代わり、**地域振興局を設置**します。
- ◇ 人事など局内の管理業務や防災・消防、パスポート、交通安全など県民生活に関する業務に対応するため、**総務管理課を新設し、副局長が課長を兼務**
- ◇ 「横断的な課題」の解決に向け、局内及び地域の現地機関や市町村・NPO等との調整機能、局の政策形成機能を強化するため、**企画振興課を新設**
- ※ 地域振興局設置に伴う名称変更 上小地方事務所 → **上田地域振興局**、下伊那地方事務所 → **南信州地域振興局**、北安曇地方事務所 → **北アルプス地域振興局**  
 （上記変更に合わせて、農業改良普及センターを改称 上小 → **上田**、下伊那 → **南信州**、北安曇 → **北アルプス**）



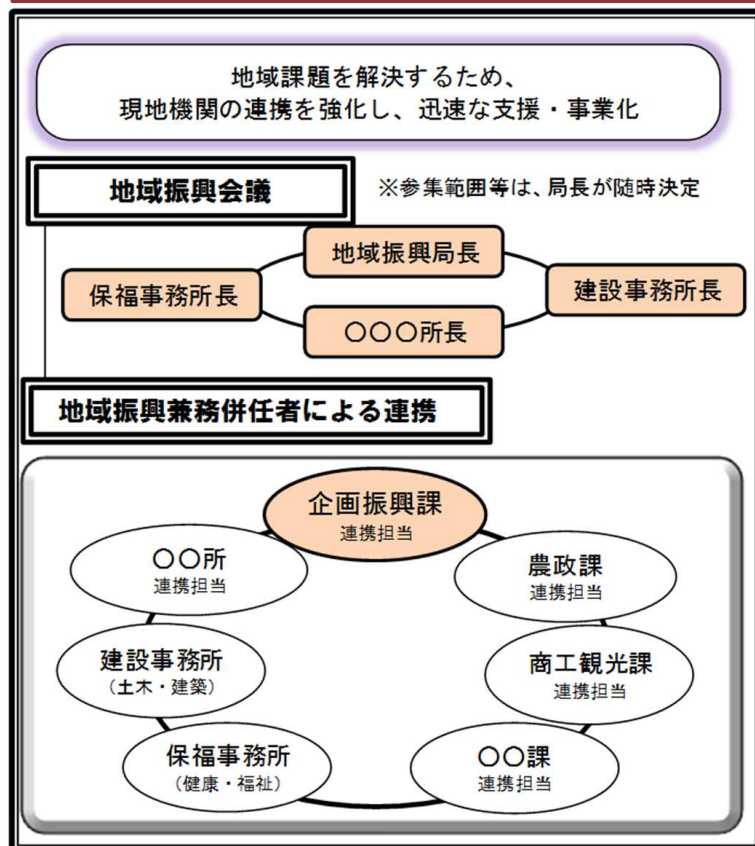
## 4 「横断的な課題」の解決に向けた地域振興局の業務

「現地機関の見直し」のポイント

### ●これまでの発想や組織・職員の動き方を変える

- 1 地域が主体的・積極的に取り組めるよう、**地域振興局長がリーダーシップを発揮して現場最前線で責任を持って地域課題に向き合う**
- 2 「横断的な課題」や地域の重点戦略などは地域振興局長が調整力を発揮し、**責任者・役割分担を明確にして迅速に対応**

### 「横断的な課題」の解決に向けた仕組みのモデルケース



### 事前準備（H28年度から取り組んでおくべき事項）

- **地域課題の把握・整理（意識改革：「静」から「動」への姿勢）**
  - ・ 市町村や地域住民、企業・NPO等からの声（要望・意見など）を把握
  - ・ 地域振興局が中心となって**現地機関が連携**して取り組むべき事項を整理

### 地域振興局立ち上げ後（H29年度～）

- 複数の現地機関に関係する「横断的な課題」を共有、課題に対する責任者・役割の明確化  
※地域課題のほか、市町村からの陳情・要望等についても情報共有

### 課題解決型組織として現地機関が一体となって迅速に対応

◎ **現場の最前線で責任を持って地域課題に向き合う** ～地域の課題は地域で解決～

※案件に応じて担当副知事と調整の上、解決に当たる（必要のあるものは知事報告）

### 予算が必要なもの

- 1 地域振興局長がリーダーシップを発揮して執行する**一体的な地域予算を確保**
  - ・ 総合調整推進費の拡充
  - ・ 元気づくり支援金の活用 など
- 2 地域振興局の要求に基づく予算編成

※画一的な仕組みとはせず、地域の実情に応じて、柔軟に対応

# 5 地域課題の解決に向けた予算の仕組みのイメージ

## これまで

- ◇ 現地機関が直接執行できる予算が少額であり、機動性に欠ける面がありました。
- ◇ 地域課題の解決に向け、地方事務所が主体性を発揮しにくい面がありました。

## 見直し後

- ◆ 地域課題の解決に向け、地域振興局長がリーダーシップを発揮して、執行する一体的な地域予算を確保します。
- ◆ 地域振興局は、地域住民に信頼され、期待に応えられる組織として、成果をあげることにこだわりを持ちます。

## 現状における仕組み

### ① 地方事務所長総合調整推進費(県執行事業)

現行：500万円(原則 50万円×10所)  
地域活性化のための、臨時的・緊急的に実施する事業

### ② 地域発 元気づくり支援金(補助事業)

現行：8億5000万円  
地域活性化に資する自主的・主体的で発展性のある取組を支援

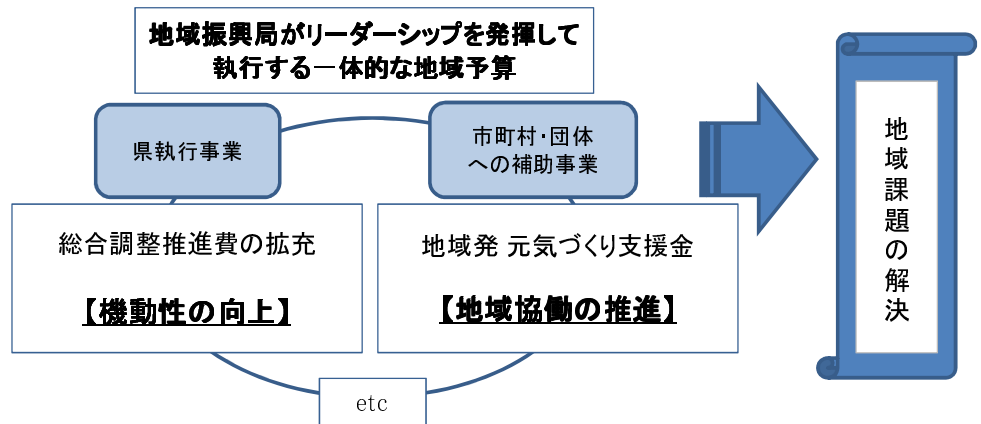
### ③ 地方事務所長施策提案

地方事務所長による知事への提案を踏まえて、各部局で予算化・制度化

見直し

## 見直し後の仕組み

### 1 地域予算の確保



※地域予算は、地域課題の解決に向け、地域振興局長の裁量のもと、局及び他の現地機関で執行

### 2 地域振興局長の要求に基づく予算編成

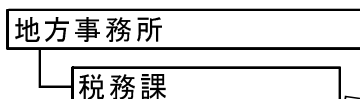
大規模なハード事業や中長期的に対応すべき事業など総合調整推進費、元気づくり支援金で対応困難な事業は、所管部局を通じて予算要求することにより事業化

- ・地域振興局長がリーダーシップを発揮して、事業構築(必要に応じ知事へ施策提案)
- ・各部局の予算のうち地域振興局長が主体となって要求した事業の明示(見える化)

## 6 組織改正等 県税事務所の設置

- 全県の共通性や専門性が求められる税務業務を独立させるため、現在の地方事務所税務課に代え、「**県税事務所**」を設置します。平成30年度、県内4所に課税機能を集約し、その他の6所では、テレビ電話システムの導入などにより、従来と同様の窓口サービスを提供します。
- 県・市町村間連携による個人住民税を中心とした滞納整理を強化するため、市町村税徴収支援拠点を現行の4所から10所に拡大します。

### これまで



佐久
上小
諏訪
上伊那
下伊那
木曾
松本
北安曇
長野
北信

■市町村税徴収支援拠点  
県税徴収対策室

佐久分室
上伊那分室
松本分室
長野分室

### 見直し後

【平成29年4月】

#### 県税事務所

東信県税事務所
東信県税事務所上田事務所
南信県税事務所諏訪事務所
南信県税事務所
南信県税事務所飯田事務所
中信県税事務所木曾事務所
中信県税事務所
中信県税事務所大町事務所
総合県税事務所
総合県税事務所北信事務所

※システム改修に時間を要するため10所で課税する現行の体制を維持

■市町村税徴収支援拠点  
県税徴収対策室

佐久分室
上伊那分室
松本分室
長野分室

【平成30年4月】

#### 県税事務所

○東信県税事務所
・上田事務所
○南信県税事務所
・諏訪事務所
・飯田事務所
○中信県税事務所
・木曾事務所
・大町事務所
○総合県税事務所
・北信事務所

※4エリアに機能集約事務所(○)を配置。その他6事務所(・)は徴収、相談業務に特化

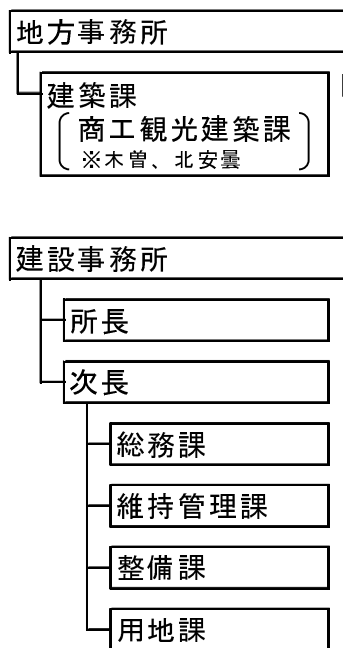
※4エリアに配置の市町村税徴収支援拠点を10所に拡大

# 7 組織改正等 建築課の建設事務所への移管

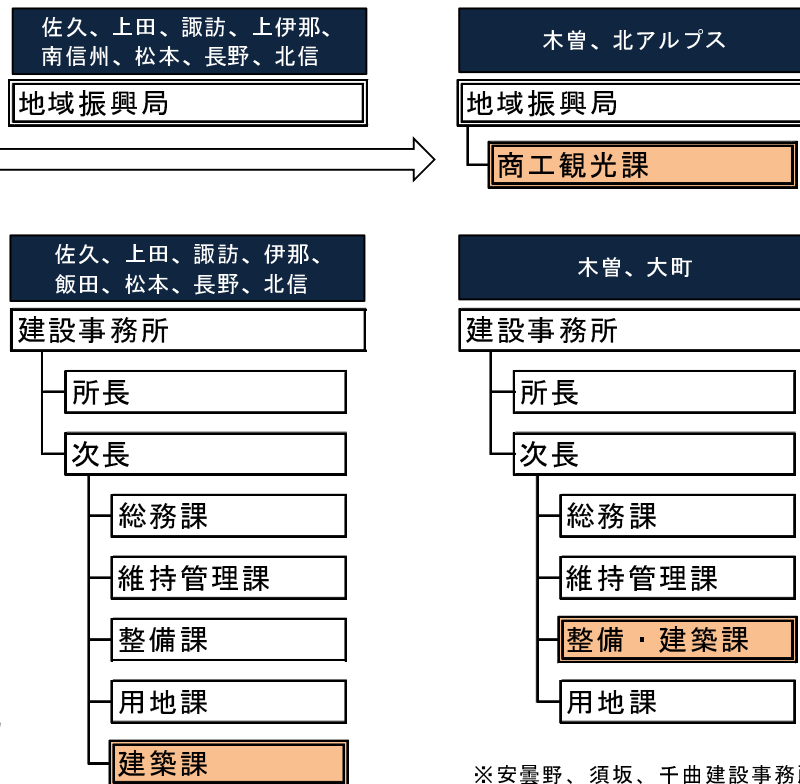
○ 地域のまちづくりや災害対応などに対し、建設・建築の両部門が一体となって対応するため、地方事務所建築課（部門）を建設事務所に移管します。

※ 移管に当たっては、①整備課と建築課の職員を相互兼務、②所内にまちづくり連携会議を設置など、まちづくりの課題に建設事務所が一体的に対応できる体制整備や仕組みを構築。また、県民の利便性を考慮し、建築課は現庁舎内に存置。

これまで



見直し後



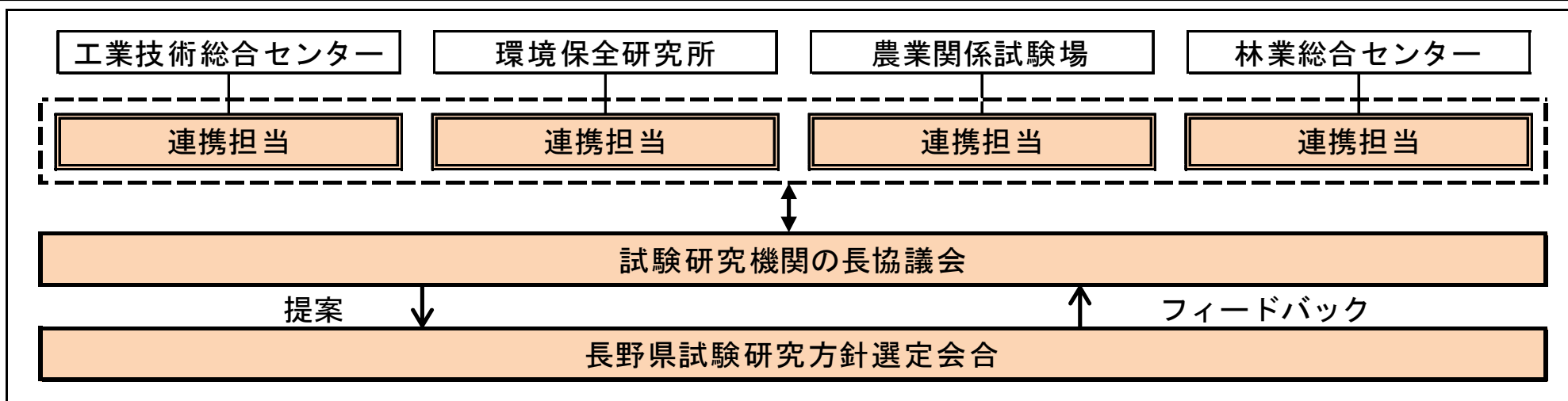
※組織図はモデルケース

※安曇野、須坂、千曲建設事務所は現状維持



## 8 組織改正等 試験研究機関の機能・連携強化

- 試験研究機関の情報発信力や試験研究機関相互の連携を強化するための体制を構築します。なお、これを見直しの第1弾として、今後も継続して体制を見直していきます。また、抜本的な試験研究機関のあり方、方向性については、次期総合計画策定に合わせ議論します。
  - ◇ 「連携担当」の設置  
各研究機関に「連携担当」を設置し、連携強化、情報共有、主要研究課題の抽出と連携研究テーマの調整、効果的な広報を実施
  - ◇ 「試験研究機関の長協議会」の開催  
産業振興の方向性と地域課題を含む主要研究テーマの調整、「長野県試験研究方針選定会合」で明確化された方針・方向性を反映
  - ◇ 「長野県試験研究方針選定会合」の開催  
各試験研究機関の次年度の研究方針と主要研究テーマ（先端研究等）の方向性を明確化



平成29年4月 現地機関の見直しに係る県実施案

# 付 属 資 料

## 現地機関の見直しに当たっての基本的な考え方

平成27年6月、現地機関の機能・役割等の検討を始めるに当たり、基本的な考え方を次のとおり設定しました。

### 1 課題解決型の組織体制

「しあわせ信州創造プラン」を着実に推進するとともに、人口減少の抑制、人口減少社会を踏まえた地域社会の維持・活性化に向け、自ら地域の課題への取組を進めることができる、**課題解決型**の組織体制

### 2 効果的な市町村支援と住民の利便性に配慮した組織体制

広い県土を持ち、77市町村により構成されるなど、他の都道府県と異なる本県の特徴を踏まえ、**市町村支援を効果的**に行うことができ、**住民の利便性に配慮**された組織体制

### 3 時代の変化に対応し、必要な機能を発揮できる効率的な組織体制

限られた財源の中で、時代の変化に対応し、必要な機能が発揮できる**効率的**な組織体制

## 現地機関の課題（市町村アンケート・職員討議）

### 外部の評価 ～「市町村アンケート」から～

- 現地機関における横断的・総合的な取組がやや足りない。
- 地域課題を解決するためには、現地機関に権限や予算が必要。
- 現地機関に広域圏での連携調整の役割や小規模町村への支援を期待。

### 内部の評価 ～「職員討議」から～

- 現地機関で横断的な連携を進めるためには、人員、予算、権限が必要。
- 職員間での情報共有や、連携に対する意識改革が必要。
- 地方事務所、保健福祉事務所、建設事務所に分かれていることで、それぞれの専門性が発揮でき、危機管理対応等での迅速性あり。
- 専門性や効率性などの観点から、現地機関で行っている業務の集約や広域化を検討すべき。

### ○現地機関の見直しに係る意見聴取

- H27.8 県の現地機関の機能・役割等のあり方に関する市町村アンケート実施
- H27.9～H27.11 長野県行政機構審議会において、三所長から意見聴取（松本、佐久）
- H27.11～H28.1 現地機関の見直しに係る職員討議

## 組織改正等 地域振興局の機能強化

- 地域振興に関して、現場で生じている課題や県民ニーズを的確に把握し、スピード感をもって主体的・積極的に地域課題を解決するため、地域振興局の機能を強化します。

### ◇ 複数の現地機関に係る「横断的な課題」の解決に当たる地域振興局長の役割

#### (ア) 統括

特に重要な「横断的な課題」で、部局長会議において決定されたものについては、地域振興局長が他の現地機関を統括。

#### (イ) 支援・協力及び調整

- ・ (ア) 以外の「横断的な課題」については、各現地機関が主体となり、他の現地機関と連携・協力して対応。
- ・ 地域振興局長は、必要に応じて支援・協力をを行い、現地機関の間を調整。

※ 本庁部局も課題を共有し、解決に向けて現地機関を支援。

※ 「横断的な課題」以外の業務（規制等に関する専門的な知見を要する業務や、個別の工事の執行に関する業務等）については、これまでどおり保健福祉事務所、建設事務所などの各現地機関の長の権限で処理。

### ◇ 人事

地域振興局長が最適な組織体制を構築できるよう人員配置の裁量を拡大。

#### (ア) 局内異動

局長は、局職員を業務の繁閑に合わせてフレキシブルに配置（年度内に限る）

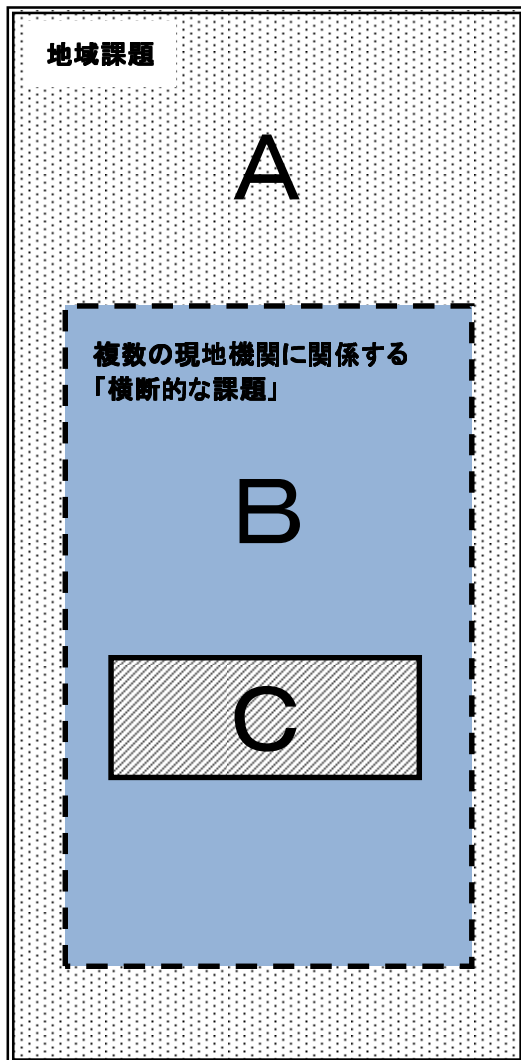
#### (イ) 兼務配置

局長は、局所管の地域を管轄する現地機関の職員を課題に応じて兼務配置

#### (ウ) 定数要望<sup>新</sup>

局長は、総務部長に対して、局内の組織変更、定数増減を直接要望

# 「横断的な課題」への対応



## 1 複数の現地機関に関係せず、個別の現地機関で処理する課題

→ 各現地機関の長の権限で処理。



## 2 複数の現地機関に関係する「横断的な課題」のうち、各現地機関が主体となり、他の現地機関と連携・協力しながら課題解決に当たるもの

⇒ 広義の「横断的な課題」

- ① 取組方法
  - ・各現地機関が主体となって他の現地機関と連携・協力して対応。
  - ・地域振興局長は、必要に応じて支援・協力を行い、現地機関の間を調整。
- ② 具体例
  - ・通常のACEプロジェクト など



## 3 複数の現地機関に関係する横断的な課題のうち、地域振興局長の統括の下に課題解決に当たるもの（1局あたり3件程度を想定）

⇒ 狭義の「横断的な課題」

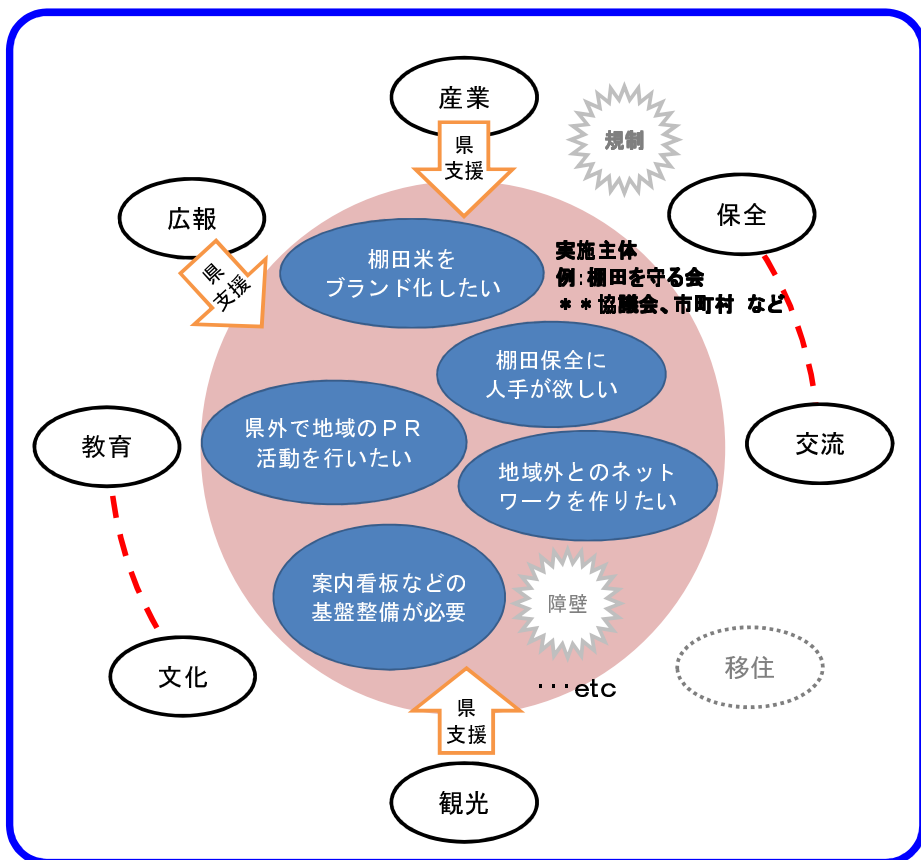
- ① 定義
  - ・現地機関の長で構成する「地域振興会議」において設定された特に重要な「横断的な課題」
  - ・知事が指示した「横断的な課題」上記の「横断的な課題」で、部局長会議において決定したもの。（※本庁部局においても共有）
- ② 取組方法
  - 地域振興局長が他の現地機関を統括し、解決に向けてリーダーシップを発揮。
- ③ 具体例
  - ・諏訪湖を活かしたまちづくり
  - ・リニア中央新幹線整備への対応
  - ・地域の防災力・減災力の向上、観光振興 など



# 「横断的な課題」の解決に向けた連携 「棚田」を活用した地域振興の取組例

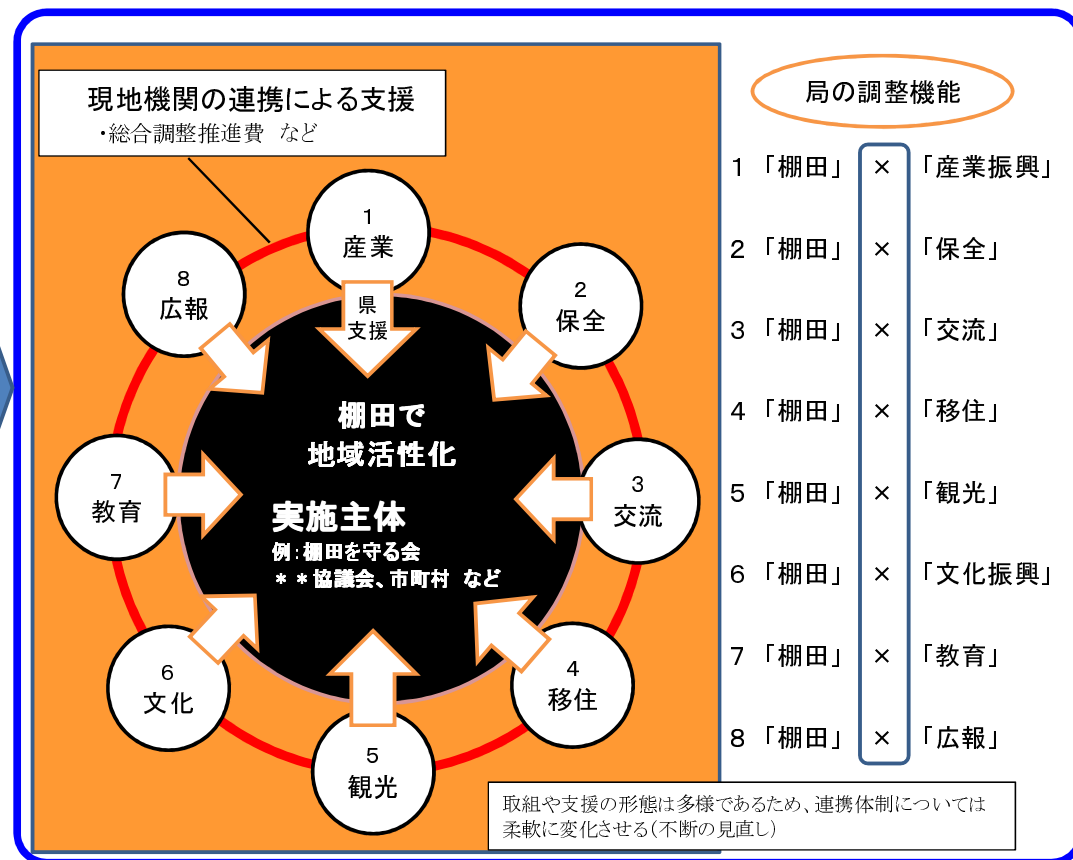
## これまで

- ◇ 地域住民やNPOなどが主体となって活動を行う場合、県の支援に偏りがあつたり、規制が障壁になることがあります。
- ◇ また、支援内容も方向性が異なることで一体性を欠くことがあります。



## 見直し後

- ◆ 地域住民やNPOなどが行う地域の主体的な取組を支援するため、地域振興局長がリーダーシップを発揮し、地域予算の活用など、現地機関が連携して一体的に取り組みます。



## 組織改正等 県税事務所の体制

◆体制等（モデルケース）

これまで

○地方事務所税務課

課長
管理係
収税係
課税係

■市町村税徴収支援拠点

県税徴収対策室

佐久分室
上伊那分室
松本分室
長野分室

見直し後

【平成29年 4月】

○県税事務所（10所）

所長（地域振興局長兼務）
次長
管理係
収税係
課税係

■市町村税徴収支援拠点

県税徴収対策室

佐久分室
上伊那分室
松本分室
長野分室

【平成30年 4月】

○県税事務所

機能集約事務所（4所）

所長
次長（管理課長兼務）
管理課
収税課【市町村税徴収支援拠点】
課税課

その他事務所（6所）

事務所長
管理部門
収税部門【市町村税徴収支援拠点】



## 組織改正等 本庁組織の見直し

○ **サポート体制**

「企画振興部地域振興課」を本庁における地域振興局サポート窓口とし、必要な職員数を配置

○ **サポート業務**

◇ **地域課題等の情報共有**

地域課題の本庁関係部局への情報共有

◇ **地域振興局への情報提供**

地域課題の解決に必要な情報を地域振興局へ提供

◇ **関係機関との調整**

地域課題の解決に向け、本庁関係部局との連携による解決方法の検討、本庁における役割分担の明確化など

◇ **地域予算に係る事務**

地域振興局からの予算要望の取りまとめ、本庁部局への情報提供、再配当等の執行管理

## 【付属資料】

### 組織改正等 業務の集約

- 現地機関での取扱件数が少ない検査業務について、専門性及び効率性の向上の観点から、本庁へ業務を集約します。
  - ◇ **卸売市場検査**  
地方事務所農政課で実施している卸売市場検査を農業政策課農産物マーケティング室へ集約
  - ◇ **漁協検査**  
地方事務所農政課（上小、上伊那、木曽、北信）で実施している漁協検査を園芸畜産課へ集約

### 組織改正等 その他

- **県・市町村間連携による業務の拡充**  
県・市町村間連携による個人住民税を中心とした滞納整理を強化するため、市町村税徴収支援拠点を現行の4所から10所に拡大します。（再掲）
- **県と市町村の職員交流**  
地域の課題解決力を向上させる観点から、県と市町村・広域連合職員との人事交流の対象を管理監督職員にも広げるなど、連携をより強化します。